

お手伝いさん (DOMESTIC HELPER) を日本と一緒に連れて 帰る為の短期滞在査証申請案内

雇用主に同行し、子供やお年寄りのお世話をする目的のため、シンガポール政府発行の有効な労働許可証カード (Work Permit Card) を持っているお手伝いさんは短期滞在査証を申請することができます。

雇用主が同行しない場合は申請資格がありません。

書類について

- チェックリストの順に書類を並べてください。
- A4 用紙以外は使用しないで下さい。
- コピーで提出する必要がある書類は事前にコピーの上提出してください。提出された書類は返却できません。
- ホチキス、クリップ等を使用しないでください。
- 下記の書類以外に、追加書類を求める場合があります。

(A) 申請者 (お手伝いさん) が用意する書類

	提出書類	✓
1	旅券 (原本) • 2 ページの余白が必要です。	
2	査証申請書 (原本) [見本]	
3	写真 (原本) 申請前 6 ヶ月以内に撮影された縦 4.5cm 横 3.5cm~4.5cm、白黒またはカラーを問わず無修正、無背景で鮮明なもの。申請書に貼付。	
4	シンガポール政府発行の労働許可証カード (Work Permit Card) の両面コピー • 鮮明、縮小せず、全体コピー (※) QR コード付きのカードの場合 (有効期限などの可変情報が記載されていないもの) : カードの両面コピー及び SGWorkPass 携帯アプリより 5 日以内にスキャンした最新情報が記載されたものをプリントアウトの上提出をお願いします。(カードのステータス、有効期間、発行日、更新日、役職名、就労先などの情報が記載されている場所) [見本] 注) Work Permit Card の有効期限内に日・シンガポール間を往復する必要があります。 労働許可証カード (Work Permit Card) の有効期限を超えた旅行を計画されている場合 : 新しい労働許可証カード (Work Permit Card) がまだお手元にはない方は、シンガポール政府 (MOM) から更新を承認された情報の記載された書類 (In-Principal Approval Letter) のコピーを提出していただく必要があります。	

(B) 雇用主が用意する書類 (Work Permit Card に氏名が記載されている方)

	提出書類	✓
5	理由書 (英語でも日本語でも可) (原本) <ul style="list-style-type: none">• お手伝いさんの同行が必要な理由を明確に記入してください。• なお、日本での労働は禁じられていますので、日本での労働を暗示させるような申請は受付られない場合があります。 理由づけの為の関係書類 (コピー) <ul style="list-style-type: none">• 戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等• 例) 子供の世話 → 子供の名前の載った戸籍謄本あるいは子供の日本旅券のコピー お年寄りの世話 → 雇用主の出生証明書のコピー	
6	保証書 (原本) [見本]	
7	雇用主の在職証明書 (原本) [見本] <ul style="list-style-type: none">• 発行日から1ヶ月以内のもの• 肩書き、給与、就職日が記載されたもの 自営業者 <ul style="list-style-type: none">• ACRA (会計企業規制庁) 及び雇用主個人の預金通帳または残高照合表コピー (下記 8) 注) 該当しない場合は不要。	
8	預金通帳または残高照合表 (コピー) <ul style="list-style-type: none">• 個人名の載った直近1ヶ月の口座の取引内容と残高が記載されたもの	
9	旅券及びシンガポール政府発行の IC カードの両面コピー <ul style="list-style-type: none">• 鮮明、縮小せず、全体コピー (※) 新しい QR コード付きのカードの場合 (有効期限などの可変情報が記載されていないもの) : カードの両面コピー及び SGWorkPass 携帯アプリより5日以内にスキャンした最新情報が記載されたものをプリントアウトの上提出をお願いします。(カードのステータス、有効期間、発行日、更新日、役職名、就労先などの情報が記載されている場所) [見本]	
10	予約済みのフライトスケジュール (コピー) <ul style="list-style-type: none">• お手伝いさん及び同行する雇用主を含む家族全員のフライト・スケジュール (原則、往復同フライト)• シンガポール発着の日程で日本へ行くことが確認できるもの• 予約番号、お名前、フライト情報が記載されたもの (例: シンガポール - フィリピン - 日本 - フィリピン - シンガポール)• 一次査証の場合は申請日から3か月以内のフライトスケジュール 注) 二次査証の場合は二回分のフライトスケジュール (申請日から6ヶ月間以内) をご用意ください。	
11	Letter of Authorisation (原本) [見本] <ul style="list-style-type: none">• 代理人に申請書類提出を委任する場合	

審査の結果、不発給となることもあり得ますので、予めご了承下さい。

[見本]

1. [査証申請書](#)
2. [在職証明書](#)
3. [SGWorkPass 携帯アプリ \(プリントアウト\)](#)
4. [保証書 \(Domestic Helper\)](#)

5. [Letter of Authorisation](#)

関連リンク

1. [SGWorkPass 携帯アプリ](#)